

音更町財政運営計画

(平成28年度～平成32年度)

平成 28 年

音更町企画財政部財政課

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	1
第3節 計画の位置づけ	2
第2章 財政の現状と今後の見通し	
第1節 財政の現状	2
第2節 今後の見通し	9
第3章 財政健全化に向けた取組	
第1節 基本目標と取組の内容	11
第2節 目標数値	11
第3節 収支改善のための具体的な方針	11
第4節 収支改善方針に基づく見通し	13
第4章 財政運営計画	
第1節 具体的取組と数値目標	17
参考資料	
平成16年度以降の財政収支の推移	20

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

町では、平成10年度から行政改革に取り組み、積極的な経費削減を図ってきましたが、平成15年12月に総務省が示した平成16年度地方財政計画において、予想を超える地方交付税等の削減*が行われ、収支のバランスを保つことができない状況に陥りました。平成17年度以降においても同様の削減が見込まれたことから、「音更町財政健全化5か年計画」(平成17年度から平成21年度)を策定し、各事業等に数値目標を定めて財政健全化の取組を進めました。この計画の基本目標は、①歳入に見合った歳出規模とする、②基金に依存しない財政運営にする、③計画最終年度における収支不足額をゼロにすることであり、計画の達成に向け、聖域を設けることなく徹底した歳出の削減と新たな視点での歳入確保について、町民の皆さんのご理解をいただきながら、職員一丸となって取り組んでまいりました。その結果、平成20年度当初予算編成において収支不足額がゼロとなり、計画最終年度の平成21年度末には、37億2千万円の積立基金を保有するに至りました。

その後も、平成23年度には、今後の計画的な財政運営の指針となる「音更町中期財政運営計画」を策定するとともに、翌年度には組織機構の見直しを行うなど行財政改革の手を緩めることなく継続した取組を行ってきております。

しかしながら、昨今の国の各種経済対策により雇用情勢や企業収益が堅調に推移し、税収増が期待されるものの、地方経済への影響はすぐには反映されない状況であり、近年は地方交付税の減額も相まって、平成24年度以降は当初予算編成時において収支不足が生じる厳しい財政状況にあります。さらに、社会保障費、特別会計への繰出金、公共施設の耐震化や老朽化による施設維持費などの経費は今後も増加が見込まれ、財政収支の悪化が懸念されます。

再び収支のバランスを崩してしまっては元も子もありません。町民が生涯にわたって住み良さを実感し、常に住み続けたいと思えるまちづくりを進めるためにも、全職員が町のおかれている財政の現状を再認識するとともに、「最小の経費で最大の効果」を挙げることができる財政規律の再構築が必要不可欠です。

*平成16年度地方財政計画に基づく地方交付税等の確定額は、普通交付税が50億8,409万円、臨時財政対策債が6億1,280万円で、合計すると56億9,689万円となりました。これは、前年度の確定額と比較すると実に8億2,600万円もの大幅減でした。

第2節 計画策定の目的

社会経済情勢の急激な変化や今後における国の地方財政対策などの動向が不透明な状況の中にあって、歳入の的確な予想を立てることは極めて困難な状況にあります。こうした状況下にあっても健全財政を堅持し、第5期音更町総合計画(以下、「総合計画」という。)がめざすまちの将来像「豊かな大地に広がる笑顔

今も未来も住み続けたいまちおとふけ」の実現に向け、財政の根幹である町税や地方交付税を始めとする歳入の予測並びに各種事業と連携した歳出の見通しを中期的な視点から示し、再び深刻な財政状況に陥る前に、適切な財政健全化策を講じていく必要があることから本計画を策定するものです。

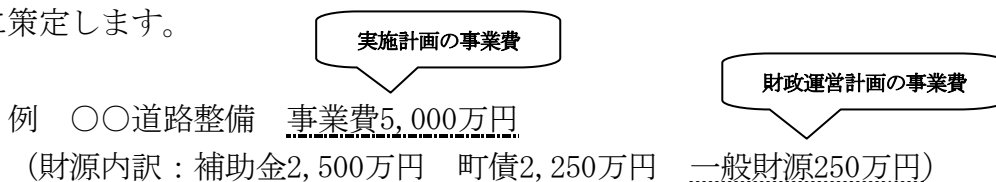
この計画は、「財政収支の均衡」と「持続可能な財政体質の確立」を基本目標として、職員の定員管理、内部経費の節減、費用対効果の低い歳出の見直しのほか、受益のバランスからみた負担の適正化などについても検討していくこととします。

計画期間は5年間としますが、収支の見通しは毎年度適時見直しを行います。計画の見直しは、前年度の決算状況、総合計画実施計画との整合性、社会情勢の変化等を踏まえて修正するものとします。

第3節 計画の位置づけ

この計画は、音更町まちづくり基本条例第20条の規定に基づき策定したものであり、総合計画の部分計画として位置づけるものです。

なお、総合計画は、基本計画で示す施策を具体的に取り進めるため、3年間の実施計画を事業費ベースで策定していますが、この計画は、**一般財源***をベースに策定します。



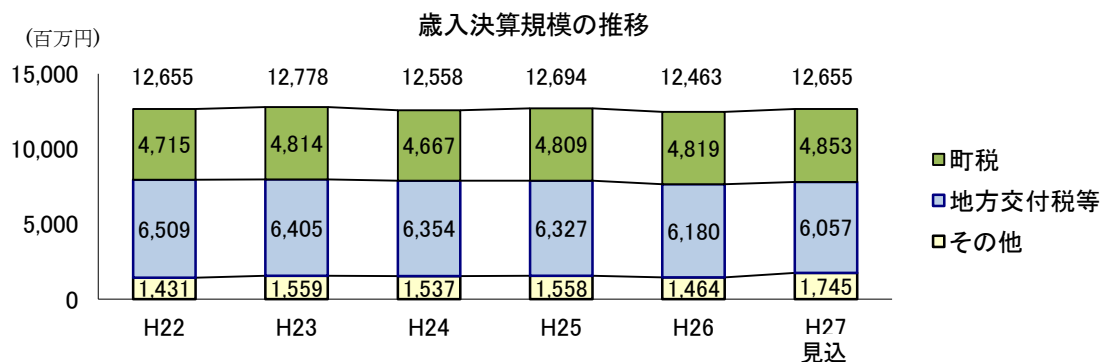
※一般財源とは、歳出では、事業に必要な経費から国庫支出金や町債などの特定財源を差し引いて不足する財源をいい、歳入では、町税、地方交付税など使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入をいいます。

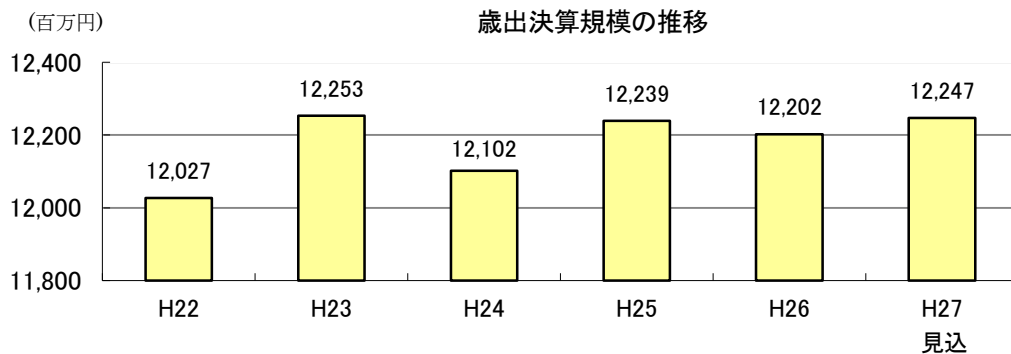
第2章 財政の現状と今後の見通し

第1節 財政の現状

1. 規模

町の一般会計における歳入歳出決算規模の推移は次のとおりです。



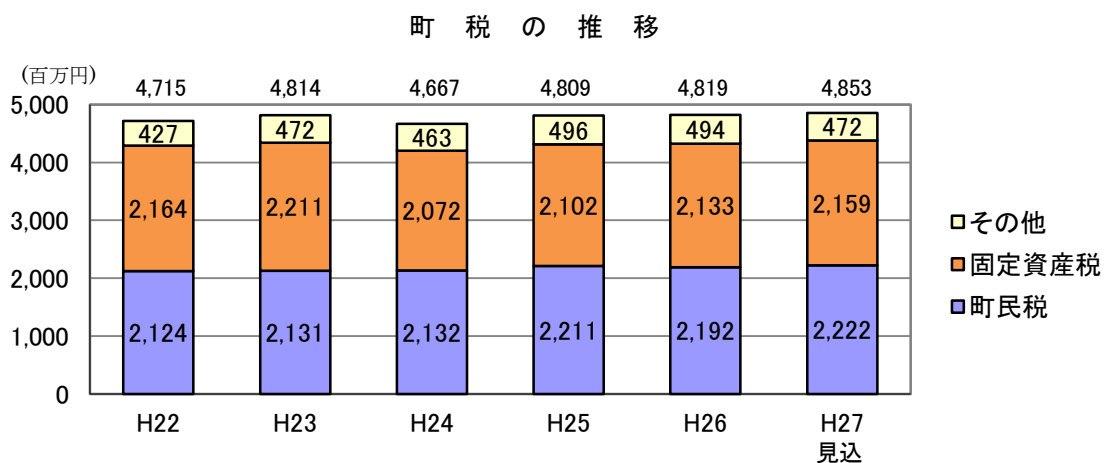


2. 歳入の状況

(1) 町税

自主財源*である町税は、横ばいで推移しています。町民税と固定資産税で町税の約90パーセントを占めています。その他の税目として、市町村たばこ税、軽自動車税、入湯税があります。固定資産税は、3年毎の家屋の評価替えに伴い前年を下回ることはあるものの、IC工業団地等における民間事業者の設備投資等により大きな減少には至っていない状況です。

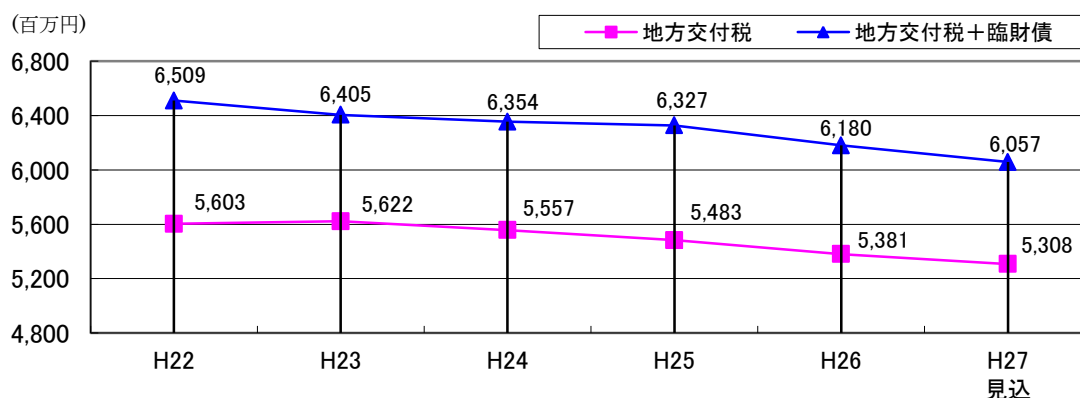
*自主財源とは、町が自主的に収入できる財源です。具体的には、町税、負担金、使用料、手数料、寄付金、財産収入、繰入金、繰越金などの収入をいいます。



(2) 地方交付税・臨時財政対策債

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、前者は日々の行政運営に必要な経費に対する財源不足額として、後者は普通交付税で措置されない緊急、個別（自然災害による被害等）の財政需要に対する財源不足額として算定され交付されるものです。臨時財政対策債制度は、平成13年度に創設され、それまで普通交付税として交付されていた額の一部について、自治体が地方債を発行して調達することになりました。なお、実質的な地方交付税の交付額は、平成22年度をピークに年々減少しています。

地方交付税と臨時財政対策債の推移



(3) その他の歳入

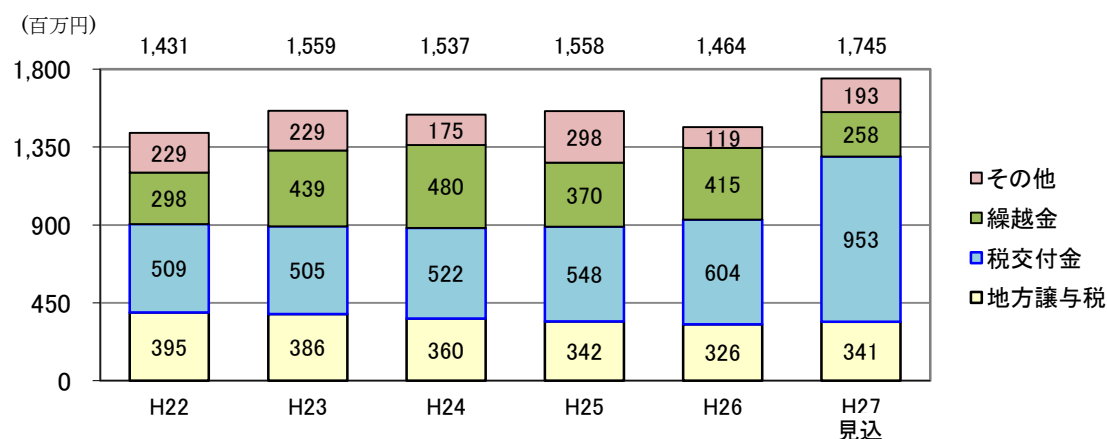
町の一般財源は、町税と地方交付税等で全体の約88パーセントを占めていますが、これ以外の歳入として、地方譲与税、税交付金、繰越金等があります。

地方譲与税は、本来自治体に属すべき税源を国税として徴収し、国が自治体に配分するものです。地方譲与税には自動車重量譲与税と地方揮発油譲与税がありますが、年々減少しています。

税交付金は、北海道が賦課徴収した道税の一部を交付基準に従い市町村に交付するものです。利子割、配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車取得税の税交付金があります。平成26年度以降、消費税率の改正により地方消費税交付金が増加しています。

繰越金は、一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額をいいます。

その他の歳入の推移



3. 歳出の状況

(1) 性質別歳出決算の推移

人件費は、議員や行政委員の報酬、特別職や一般職の職員給与費等で、通常労働の対価として支払われる経費です。

扶助費は、子育て支援や障がい福祉等の社会保障に要する経費です。経費の負担は国や北海道も担っており、必ずしも町の負担だけが増加していくものではありませんが、対象者や対象範囲は年々拡大していく傾向にあります。

公債費は、過去に町が発行した町債（借金）の元金及び利子の償還に要する経費です。平成15年度をピークに年々減少しています。

補助費等は、各種団体への負担金、補助金等に要する経費です。

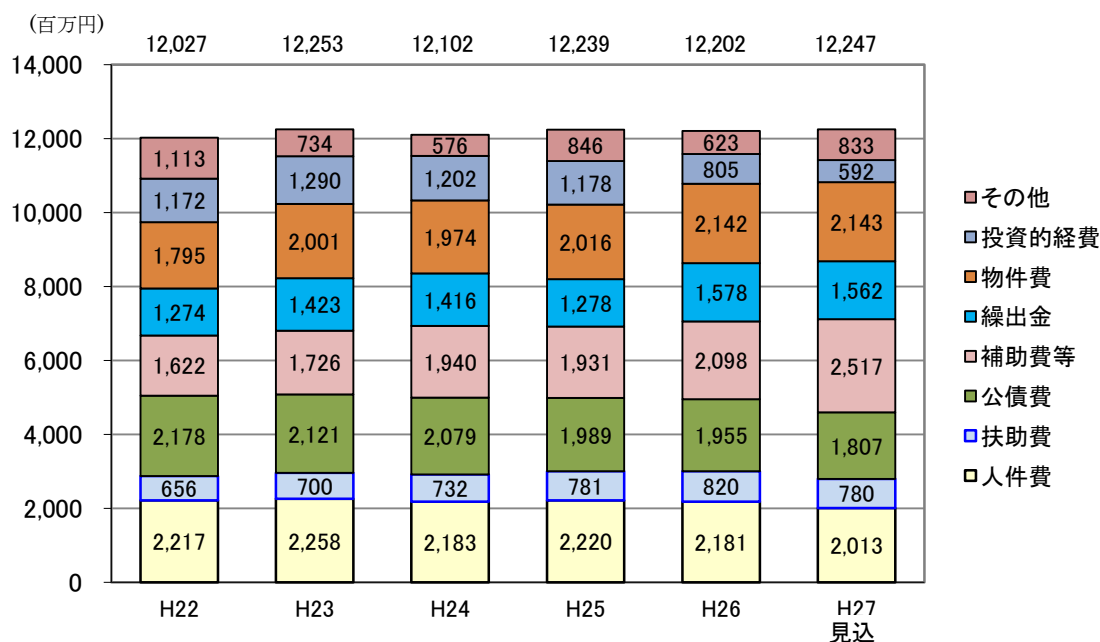
繰出金は、一般会計から他会計等に支出する経費です。

物件費は、賃金、需用費、役務費、委託料等**消費的性質***の経費です。

投資的経費は、支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設など将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費、災害復旧事業費がこれにあたります。

※消費的性質とは、支出の効果が単年度、もしくは極めて短期間で終わるものをいいます。

性質別歳出決算の推移



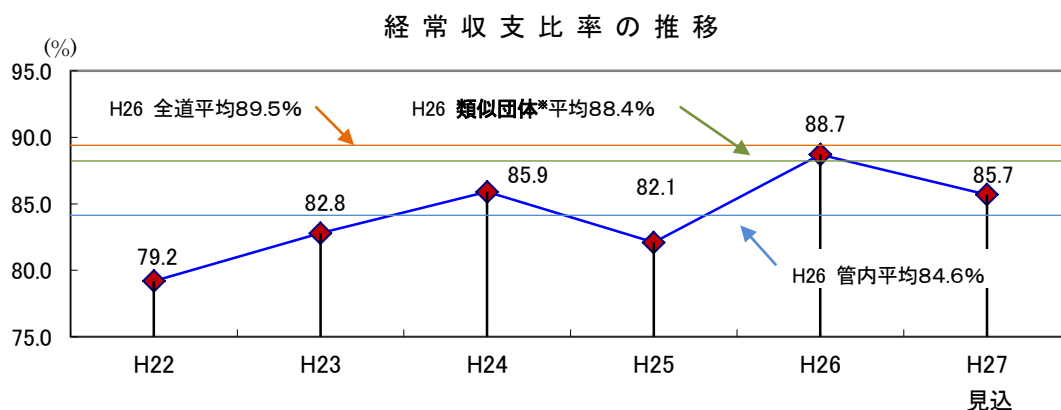
このうち、毎年必ず支出しなければならず、減らすことが難しい経費を義務的経費といい、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。平成16年度のピーク時には、歳出決算額の約48パーセントを占めていましたが、近年は約38パーセントにまで減少しています。これは、議員報酬や職員数の削減等による人件費の抑制、投資的経費の削減による町債発行額の抑制等、平成17年度から財政健全化に取り組んだ成果といえます。

4. 財政指標の推移

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性の度合いを判断する主要な指標です。人件費、公債費、物件費などの経常的な性格の経費が、町税や普通交付税を中心とする経常一般財源に占める割合をいいます。比率は低いほどよいとされています。

※類似団体とは、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したものです。本町と類似する団体数は、全国で138団体、北海道では7団体です。

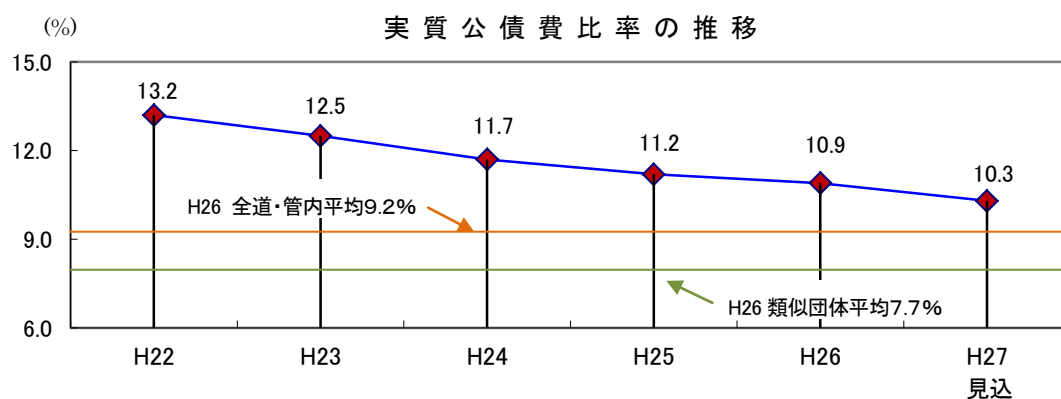


(2) 実質公債費比率

公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標です。平成18年4月に地方債制度が許可制から協議制に移行したことに伴い導入されました。公債費と公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額が標準財政規模※1に占める割合をいいます。比率が18パーセントを超えると、町債の発行に際して北海道の許可が必要となります。また、地方自治体財政健全化法では、比率が25パーセントを超えると、国から早期の健全化※2を求められることになります。

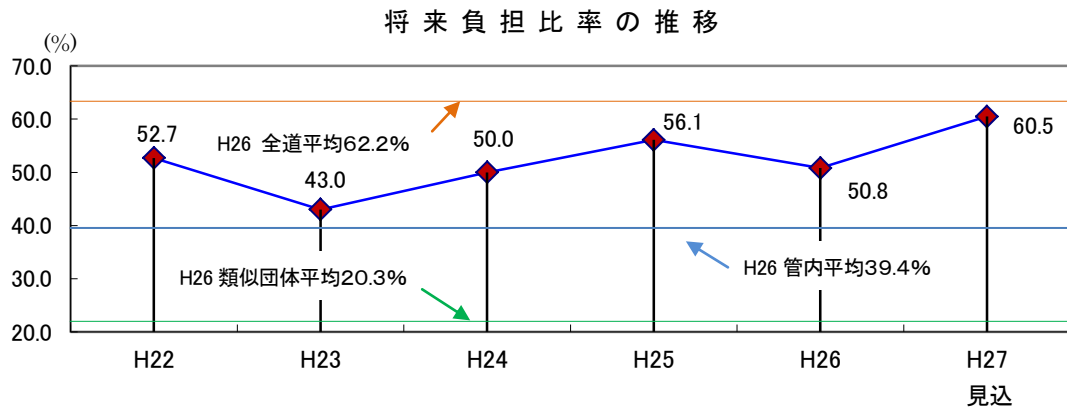
※1 標準財政規模=標準税収入額（地方税等の理論上の収入見込額）+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額
地方公共団体が通常の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量をいいます。

※2 外部監査の導入が義務付けられるほか、早期健全化計画を策定し、計画の進捗状況を毎年度議会へ報告することになります。



(3) 将来負担比率

負債が将来の財政を圧迫する可能性を客観的に示す指標です。町債残高や退職手当支給予定額など、将来負担すべき実質的な負債の額が標準財政規模に占める割合をいいます。比率が350パーセントを超えると、国から早期の健全化を求められることとなります。



経常収支比率は、80パーセント台で推移しています。平成24年度と平成26・27年度の比率上昇の要因は、主に除雪費の増加が影響しています。

実質公債費比率は、年々減少傾向にあります。全道及び類似団体の数値を上回っていますが、国や北海道から事業実施等の制限を受ける数値ではありません。引き続き適正な水準を保っていきます。

将来負担比率は、平成23年度をピークに上昇傾向にあります。これは、平成24年度から3か年で実施した音更中学校、火葬場改築に伴う町債残高、平成27年度の町内社会福祉法人が老人ホーム、認定こども園建設のために借り入れる資金の償還金に対する補助金の増加等が要因です。

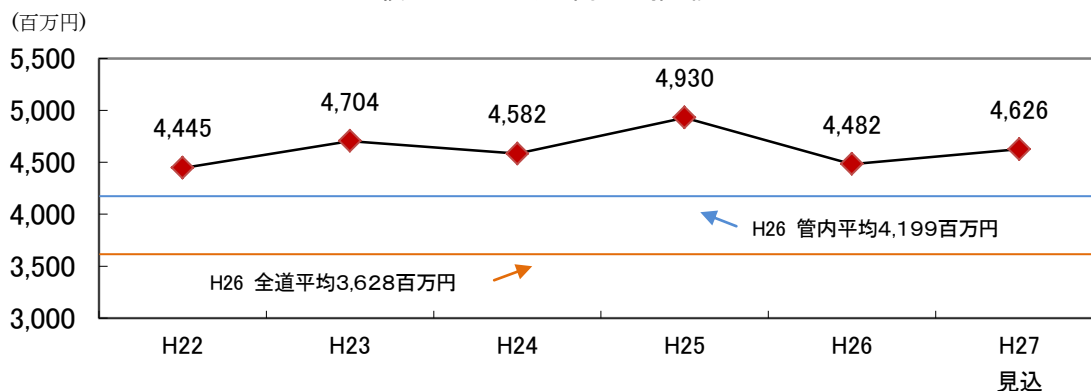
5. 基金と町債残高の推移

(1) 基金

町税や地方交付税などの歳入は、年度によって増減するため、収支が不足することがありますが、このような年度間の財源不足に対応するために財政調整基金を設置しています。また、地方債の償還に充てるために減債基金を、公共施設の整備や地域福祉の向上など特定の事業に充てるために各種基金を設置しています。これらの**積立基金**※は将来の歳出増加の際の財源に充てるほか、危機的な財政状況に至った場合の緊急的な財源として活用します。

※本町が設置する積立基金は、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、地域福祉基金、社会教育施設建設基金、観光振興基金、商工業振興基金、役場庁舎耐震改修等基金、酪農生産基盤強化支援基金の9基金です。このほか、特別会計で、国民健康保険基金、介護保険基金を設置しています。

積立基金残高の推移

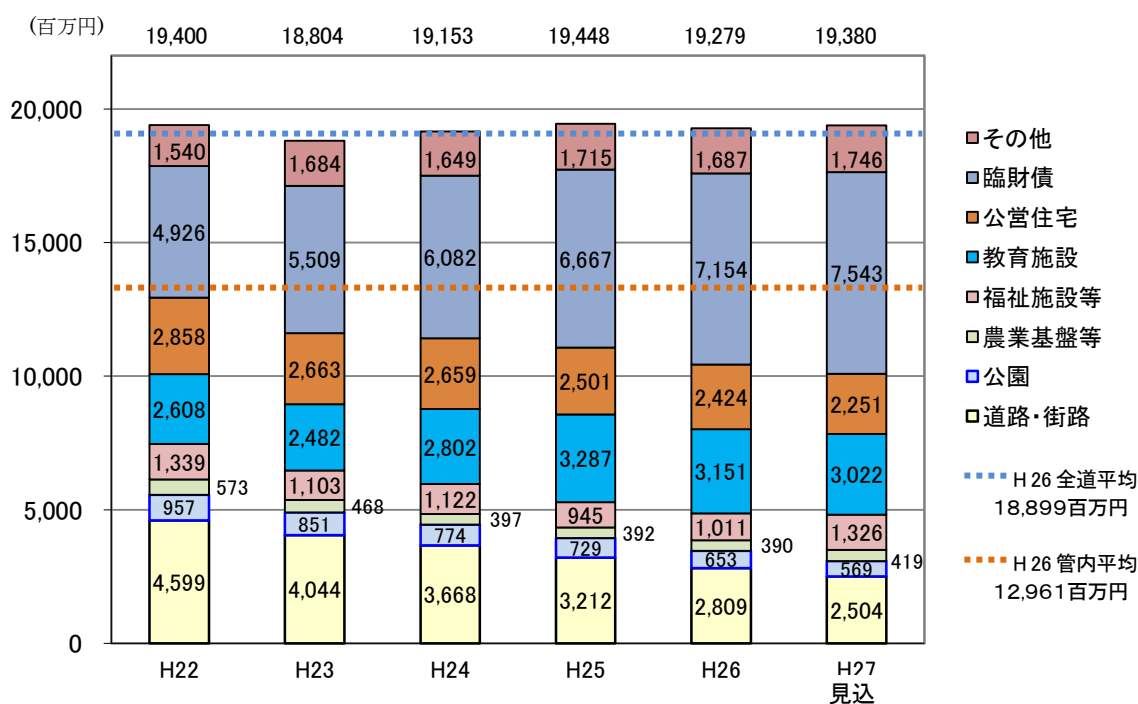


平成16年度末のピーク時には21億5千万円まで減少しましたが、平成27年度末には46億円台を確保できる見込です。なお、平成25年度末残高49億3千万円のうち3億6千万円は、翌年度の事業に全額充てることが決まっていた国からの交付金で、一時的に基金に積み立てたものです。このため、当該年度の実質的な残高は45億7千万円となります。

(2) 町債

町が資金調達のために一会計年度を越えて返済する債務(借金)のことを町債といいます。道路や学校等の公共施設の整備や普通交付税の振替財源として発行する臨時財政対策債等があります。

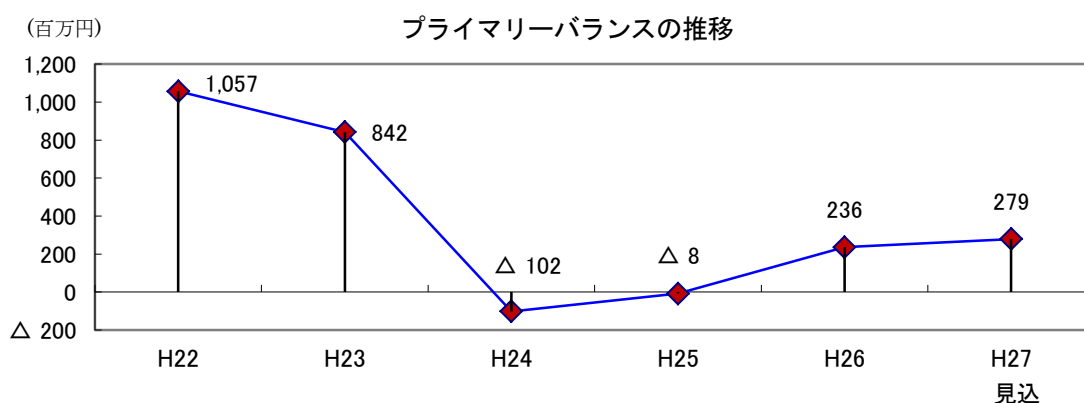
町債残高の推移



平成12年度末のピーク時には263億8千万円ありましたが、投資的経費の抑制、あるいは借金を返す以上に借りないという方針の下で財政健全化に取り組んできた結果、平成23年度末には188億4百万円までに減少しました。その後、平成24年度から3か年で実施した音更中学校、火葬場の改築資金、臨時財政対策債等の発行に伴い、近年は緩やかな上昇傾向が続いています。

6. プライマリーバランスの推移

(1) プライマリーバランスとは、公債費を除いた歳出と町債を除いた歳入の基礎的財政収支のことをいいます。収支が均衡していれば、借金を頼らない行政サービスを提供していることを表しますが、赤字なら後々に借金が増えていくことを示すこととなります。プライマリーバランスの赤字が続いている限り、それを埋めるために借金残高は増加せざるをえない状況が続いていくことになります。



平成24年度以降、社会保障費、特別会計への繰出金、施設維持費等の経費が増加し、これまで投資的経費に充当してきた一般財源の一部を町債等の財源に頼らざるを得ない状況となっています。平成26年度は2億3千6百万円の黒字となっていますが、収支不足を補うため、平成16年度以来、10年ぶりに基金を取り崩しています。この分を控除すると、2千4百万円の実質赤字となります。

第2節 今後の見通し

1. 現状のままの財政運営を行った場合の収支見通し

今日の経済情勢、現行の税制度、今後の人口の推移など一定の条件を基礎として、平成28年度から平成32年度までの財政見通しを立ててみると、5年間で8億2千4百万円の収支不足が生じ、これを補うために基金を取り崩していくと、平成32年度には34億3百万円にまで減少する結果となりました。

総合計画実施計画及び主要事業概要調査見積額等に基づく収支見通し（一般財源）

(単位:百万円)

区 分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	5か年 合計
歳入合計 ①		12,162	12,102	12,013	11,917	11,825	60,019
町 税		4,916	4,843	4,724	4,715	4,707	23,905
地方交付税・臨財債		5,827	5,905	5,935	5,848	5,764	29,279
そ の 他		1,419	1,354	1,354	1,354	1,354	6,835
歳出合計 ②		12,162	12,164	12,085	12,268	12,164	60,843
人 件 費		2,049	2,007	2,006	2,075	2,011	10,148
扶 助 費		784	797	811	823	836	4,051
公 債 費		1,882	1,901	1,961	1,971	2,045	9,760
補 助 費 等		2,444	2,401	2,439	2,429	2,367	12,080
繰 出 金		1,451	1,496	1,516	1,543	1,567	7,573
物 件 費		2,102	2,087	2,089	2,123	2,119	10,520
そ の 他		589	588	586	584	582	2,929
投 資 的 経 費		861	887	677	720	637	3,782
実質収支見込額 ③(①-②)		0	△ 62	△ 72	△ 351	△ 339	△ 824
積立基金							
期首残高 ④		4,626	4,482	4,348	4,203	3,742	
期中増減額 ⑤		△ 144	△ 134	△ 145	△ 461	△ 339	
期末残高 ⑥(④+⑤)	4,626	4,482	4,348	4,203	3,742	3,403	

2. 収支見通しを立てるに当たっての前提条件

(1) 歳入

項 目	前提となる条件等
町 税	町民税個人所得割等については人口推計を基に試算。固定資産税（土地・家屋）については評価替を考慮。他の税目についても税目毎に推計。
地方交付税・臨財債	平成27年度の確定値をベースに、基準財政収入額については町税等の見込を加味し試算。基準財政需要額は、毎年△1.0%の伸長率で試算するが、公債費については積み上げにより別途試算。
そ の 他	平成28年度当初予算額をベースに試算。

(2) 歳出

項 目	前提となる条件等
人 件 費	職員数は、定員管理計画による。平成28年度以降のベースアップを0%で試算。予定されている共済組合負担金率の引上げなどを考慮。
扶 助 費	平成28年度当初予算額をベースに、毎年2%の伸長率で試算。
公 債 費	既借入分については借入実績に基づき算出。新規借入分については、総合計画実施計画及び主要事業概要調査に基づき算出。償還条件は、現行の償還期限及び直近の利率で試算。
補 助 費 等	平成28年度当初予算額をベースに試算。
繰 出 金	各特別会計の事業計画、償還計画等に基づき試算。
物 件 費	平成28年度当初予算額をベースに試算。
そ の 他	平成28年度当初予算額をベースに試算。
投 資 的 経 費	総合計画実施計画及び主要事業概要調査に基づき試算。

第3章 財政健全化に向けた取組

第1節 基本目標と取組の内容

町の財政の役割は、町民の生活や福祉の向上を図るため、各種の行政サービスを提供することです。財政状況の好転が見込めない中で、現在の行政サービスの質を低下させないためには、限られた財源を、これまで以上に効率的かつ効果的に活用するとともに、5年間で見込まれる収支不足額の改善が必要です。

また、町の財政構造は、自主財源の割合が約36パーセントと低く、国の政策や景気に影響されやすい体質であることから、社会情勢の急激な変化や緊急時も柔軟に対応できる一定規模の積立基金の保有が不可欠です。

このため、「財政収支の均衡」と「持続可能な財政体質の確立」を基本目標として財政健全化の取組（以下、「財政運営計画」という。）を実施し、具体的には、次の項目について検討・見直すこととします。

- (1) 人件費
- (2) 経常的経費の見直し
- (3) 投資的経費の抑制と平準化
- (4) 公共施設等の計画的な保全
- (5) 特別会計・企業会計への繰出金等の抑制
- (6) 公債費と町債残高の抑制
- (7) 自主財源の確保
- (8) 遊休資産の有効活用
- (9) 受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化の検討

第2節 目標数値

今後の財政見通しとして、5年間で8億2千4百万円の収支不足が見込まれることから、収支改善目標額を4億2千万円（当初予算ベース）とします。また、平成32年度末の基金保有の目標額を38億円（音更町財政健全化5か年計画終了年の基金保有額と同程度）とします。

第3節 収支改善のための具体的な方針

- (1) 人件費
 - ・ 職員定員管理計画に基づき、行政サービスの低下を招かないように適正な定員管理に努めます。
- (2) 経常的経費の見直し
 - ・ 常に、コスト縮減のために多様な手法を検討し、徹底した内部管理経費の削減を図ります。
 - ・ 新たな事業の新設、拡充に当たっては、「ビルド・アンド・スクラップ」

の原則を徹底します。

- ・ 事務事業の外部委託を推進し、多様な主体が公共を担うことにより、行政のスリム化を図るとともに、町民サービスの向上を図ります。
- (3) 投資的経費の抑制と平準化
- ・ 建設事業に充当する一般財源は、緊急に実施しなければならない災害復旧工事等を除き、計画期間5か年で36億円を上限とします。
 - ・ 計画期間中は、事業内容を精査し、延期、休止などの措置を講ずるほか、事業費の圧縮、平準化を図ります。
- (4) 公共施設等の計画的な保全
- ・ 公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって、更新・統合・長寿命化等に取り組むとともに、財政負担の軽減・平準化を図ります。
- (5) 特別会計・企業会計への繰出金等の抑制
- ・ 特別会計・企業会計に対する繰出金等については、本来、一般会計が負担すべき額を国が基準として定めていますが、一部の会計においては、この国の基準を上回る額を支出しています。本来の原則に立ち、適正な収入の確保や経費の節減に努め、基準外の繰出金等を抑制します。
- (6) 公債費と町債残高の抑制
- ・ 計画期間中は、将来の公債費の負担軽減を図るため、原則として新規の町債発行額を長期償還額以下に抑制するとともに、利子軽減に努めます。
- (7) 自主財源の確保
- ・ 税負担の公平性の観点から、課税客体的確な捕捉に努めるとともに、引き続き収納率向上に対する取組を行います。
 - ・ ふるさと納税制度は、寄付者のご厚志をまちづくりに活かしつつ、地元の特産品をお届けすることで、町の魅力を全国の人々に発信できる有効な制度です。引き続きインターネット等を活用したピーアールに努め、利用の促進を図ります。
 - ・ 積立基金に属する現金は、年度内に現金収支が不足する場合、歳計現金に繰り替えて運用するため、普通預金等で保管していますが、昨今の低金利水準により運用収入は低迷しています。金融情勢の変化を踏まえ、公金運用については、安全かつ適切な範囲内で多様化・効率化を図ります。
- (8) 遊休資産の有効活用
- ・ 行政目的としての活用が見込めない未利用財産、現在有償貸付を行っている財産について、売却などの処分を計画的に進めます。
- (9) 受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化の検討
- ・ 近隣の類似施設と比較して著しく低い使用料や、大幅にコストを下回っている手数料等について、原価計算や受益者負担の原則に基づき、歳入の

適正化を検討します。

第4節 収支改善方針に基づく見通し

1. 今後の財政見通し

収支改善の方針に沿って財政見通しを立てると、計画最終年の平成32年度には収支が改善し、積立基金も38億円程度保有できる見込みとなります。

しかし、歳入については、国が示す、経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）や地方財政計画の動向から推計したものであり、今後、地方交付税等の縮減額が予想と大きく異なった場合は、収支改善の方針も大きく変更する必要があります。

収支改善方針に基づく収支見通し（一般財源）

（単位：百万円）

区 分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	5か年 合計
歳入合計 ①		12,162	12,128	12,054	11,944	11,862	60,150
町 税		4,916	4,843	4,724	4,715	4,707	23,905
地方交付税・臨財債		5,827	5,905	5,935	5,848	5,764	29,279
その他		1,419	1,380	1,395	1,381	1,391	6,966
歳出合計 ②		12,162	12,090	12,016	12,190	12,096	60,554
人件費		2,049	2,007	1,994	2,063	1,999	10,112
扶助費		784	797	811	823	836	4,051
公債費		1,882	1,901	1,961	1,971	2,044	9,759
補助費等		2,444	2,401	2,439	2,429	2,367	12,080
繰出金		1,451	1,486	1,506	1,533	1,557	7,533
物件費		2,102	2,080	2,081	2,116	2,111	10,490
その他		589	588	586	584	582	2,929
投資的経費		861	830	638	671	600	3,600
実質収支見込額 ③(①-②)		0	38	38	△246	△234	△404
積立基金							
期首残高 ④		4,626	4,482	4,448	4,413	4,057	
期中増減額 ⑤		△144	△34	△35	△356	△234	
期末残高 ⑥(④+⑤)	4,626	4,482	4,448	4,413	4,057	3,823	

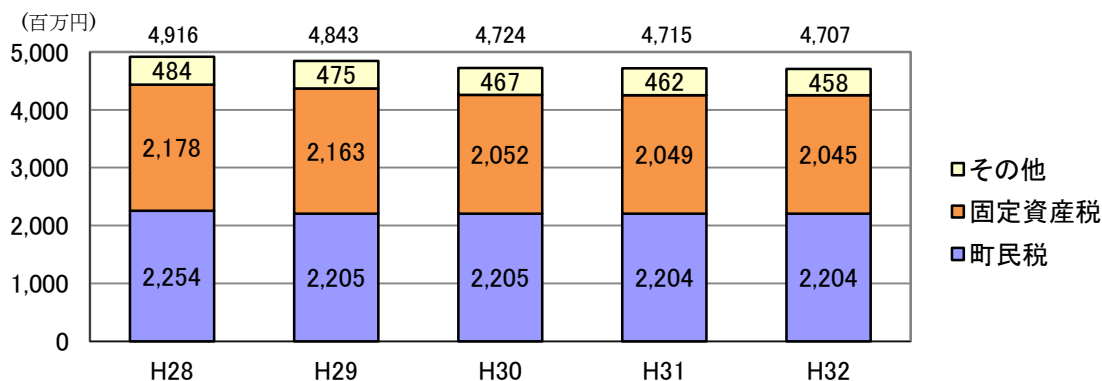
2. 主な歳入の状況

(1) 町税

町民税の個人は、納税義務者数は微増傾向にあるものの、平均所得は伸びていないことから横ばいとします。法人は、法人税割の一部が地方法人税として国税化されたことに伴う影響額を控除します。固定資産税は、平成30年度評価替による影響額として、平成27年度評価替の減収額と同額を控除します。このほか、市町村たばこ税は漸減、入湯税は横ばい、軽自動車税は、

車体課税の抜本の見直しに伴う税率改正の影響額を考慮し、推計した結果は、次のとおりです。

町 税 の 推 移

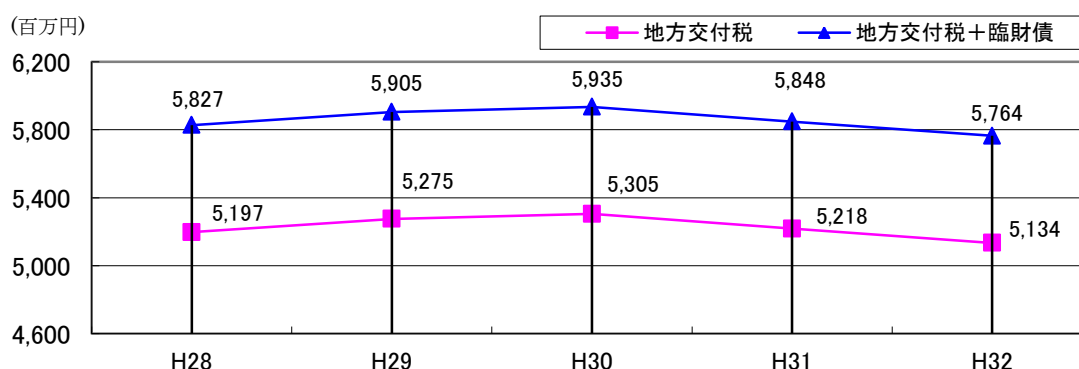


(2) 地方交付税・臨時財政対策債

地方交付税は、業務改革で他団体のモデルとなるような取組を基準財政需要額に段階的に反映させる影響額、基準財政収入額の標準税徴収率について、上位3分の1の団体が達成している徴収率を段階的に反映させる影響額、公債費等の増加を加味して推計した結果は、次のとおりです。

臨時財政対策債は、地方財政計画における財源不足を、国と地方が折半して負担する仕組みです。地域経済の景気回復による税収増で、近年は負担額が減少傾向にあるものの、計画期間中は継続するものと見込まれます。なお、地方の負担分は、国から普通交付税により全額を補てんされます。

地方交付税と臨時財政対策債の推移



3. 主な歳出の状況

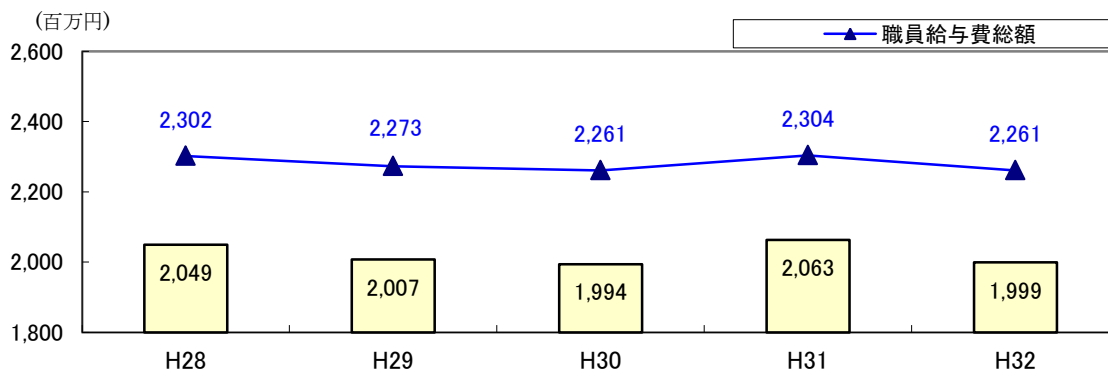
(1) 人件費

議員及び行政委員等の報酬、特別職・一般職の職員給与費（月額臨時職員を含む。）等の推計は次のとおりです。平成28年度及び平成31年度の増

加の要因は、3年毎に退職手当に係る納付金の清算があるためです。なお、折れ線グラフは、**事業費支弁人件費**※を加えた職員給与費総額を表しています。

※歳出性質別分類では投資的経費（建設事業）に分類される人件費のこと。

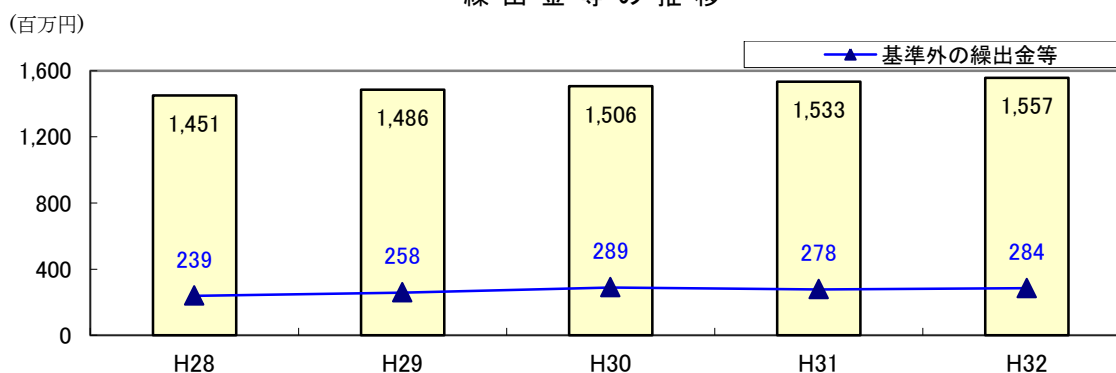
人 件 費 の 推 移



(2) 特別会計・企業会計への繰出金等

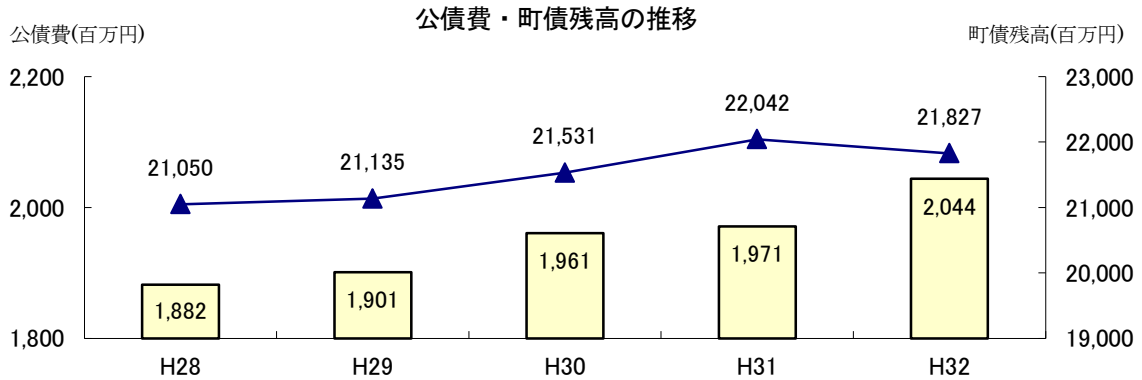
本町には、国民健康保険事業勘定、後期高齢者医療、介護保険、個別排水処理事業、簡易水道事業の5特別会計と、水道事業、下水道事業の2企業会計があります。介護保険、後期高齢者医療及び水道事業を除く4会計に基準外の繰出金等を支出しています。独立採算制の原則に沿って基準外の繰出金を抑制し、推計した繰出金等は次のとおりです。

繰 出 金 等 の 推 移



(3) 公債費と町債残高

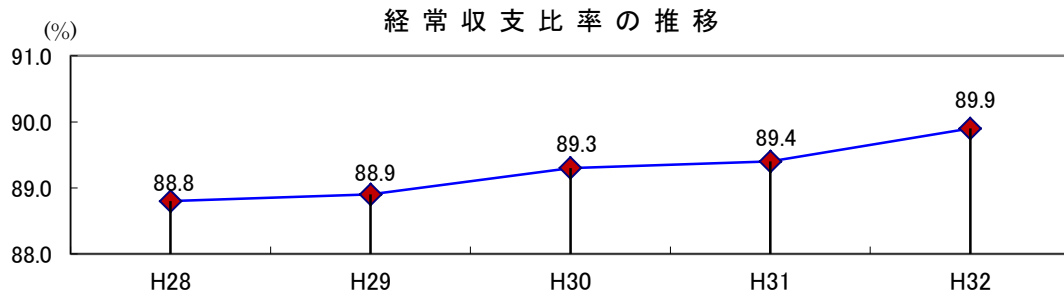
投資的経費(建設事業)に充当する一般財源を計画期間5か年で36億円、新規の町債発行額を長期債償還額以下に抑制するものとして推計した公債費及び町債残高は次のとおりです。なお、平成28年度以降の町債残高には旧北十勝消防事務組合からの承継分が含まれています。



4. 財政指標

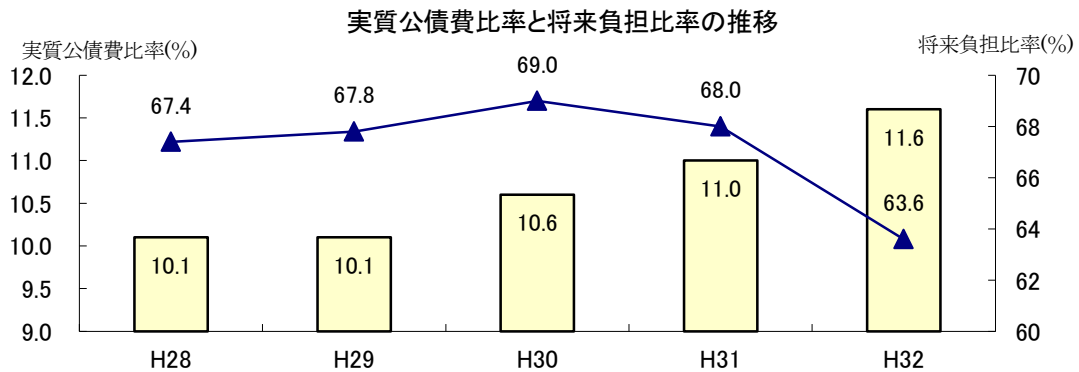
(1) 経常収支比率

指標は89パーセント前後で推移していく見通しです。除雪費等の増減によって大きく左右されます。



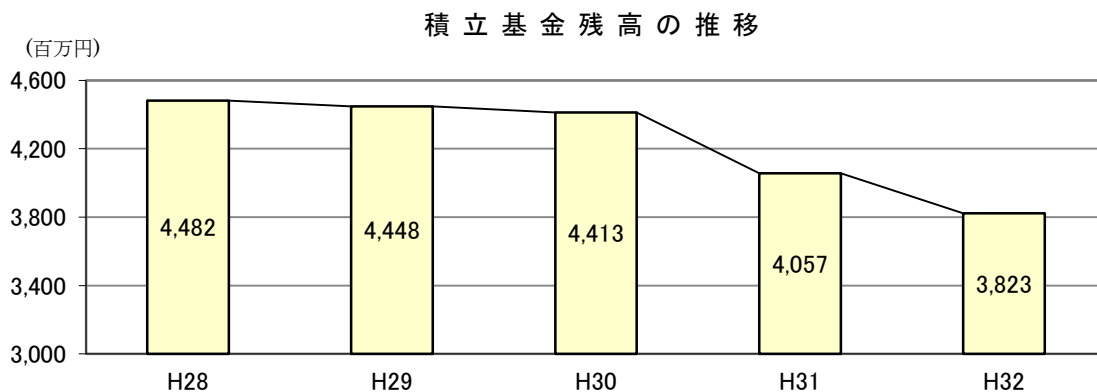
(2) 実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率は上昇傾向、将来負担比率は平成30年度をピークに減少傾向で推移する見通しです。いずれの指標も国から早期の健全化を求められる基準には達しない見通しです。



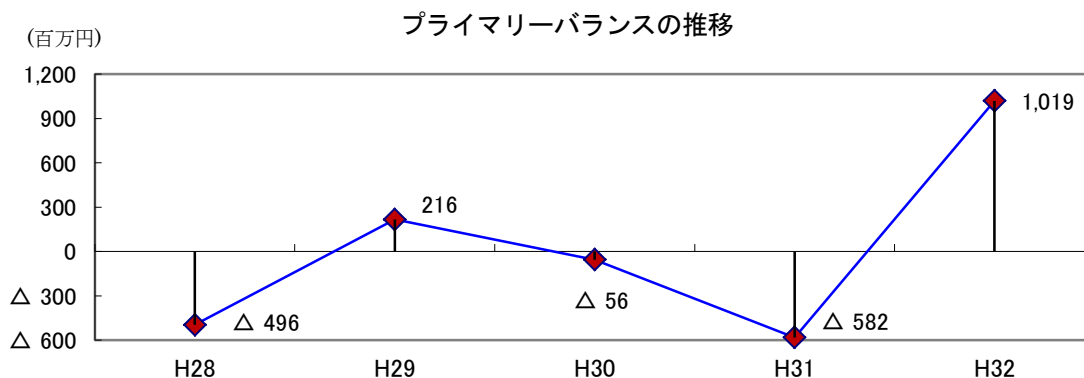
5. 基金残高

財源不足を補うため、基金残高は減少傾向で推移しますが、収支改善計画を着実に実施することにより、平成32年度には38億円の基金残高を確保できる見通しです。



6. プライマリーバランス

投資的経費や新規の町債発行額の抑制により、基礎的財政収支はマイナスからプラスに転じる見通しです。



第4章 財政運営計画

第1節 具体的取組と数値目標

1. 財源不足額の解消 420 百万円

(単位: 百万円)

区分	H28	H29	H30	H31	H32	5か年合計
財源不足解消額	0	100	110	105	105	420

2. 歳入の確保 131 百万円

(1) 自主財源の確保

・ 収納率の確保（徴収率の維持）

目標額	0 百万円
-----	-------

税収の確保と負担の公平を図るため、関係部署との連携、コンビニ収納や口座振替の奨励、夜間や休日の納税相談など納税環境の充実に努めます。

・ ふるさと納税制度の利用促進

目標額	76 百万円
-----	--------

ふるさと納税は、納税者自身が自らの意思で、納税（寄附）対象を選択できる仕組みとして広く認知されつつあります。引き続き、町の魅力を積極的にアピールし、利用の促進と自主財源の確保に努めます。

・ 公金運用の効率化

目標額	4 百万円
-----	-------

積立基金に属する現金は、定期性預金等により運用していますが、昨今の低金利水準の影響から、運用益は低迷しています。超長期国債等債券の併用による公金運用を多様化で、財産収入の増収を図ります。

(2) 遊休資産の有効活用

目標額	51 百万円
-----	--------

公有財産の有効活用の観点から、普通財産等遊休資産を積極的に売却して、財産収入と固定資産税の増収を図ります。

(3) 受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化の検討

施設等使用料は平成11年度、手数料は平成18年度に全面改定を行った後、経済情勢等を勘案し、改定を見送ってきました。この間、資材費の高騰や消費税率の改定等によりコストは増えていることから、受益者負担の適正化を検討します。

3. 歳出の見直し 289 百万円

(1) 人件費

目標額	36 百万円
-----	--------

職員定員管理計画に基づき、職員を配置します。職員の持家手当については、経過措置終了後は削減します。

(2) 経常的経費の見直し

目標額	30 百万円
-----	--------

・ 内部管理経費の削減、ビルド・アンド・スクラップの徹底

従来の事務事業をゼロベースで見直し、事務事業の統合・整理・廃止や

ビルド・アンド・スクラップを徹底するなど経常的経費を削減します。

(3) 投資的経費の抑制と平準化

目標額	182 百万円
-----	---------

事業の緊急度、優先度等を勘案しながら、着工の繰り延べや事業の平準化を図ります。特に一定規模（5億円）以上の建設事業は、改築を除き新規着工は原則として行わないものとします。

(4) 公共施設等の計画的な保全

目標額	0 百万円
-----	-------

公共施設等総合管理計画を策定し、既存施設の安全性や機能性に配慮しつつ、公共施設のあり方と計画的な保全等について、長期的な視点をもって検討します。

(5) 特別会計・企業会計への繰出金等の抑制

目標額	40 百万円
-----	--------

本来の独立採算制の原則に従い、受益者負担の適正化に伴う収入の確保、経常経費の節減等に努め、基準外の繰出金等を抑制します。

(6) 公債費・町債残高の抑制

目標額	1 百万円
-----	-------

投資的経費の抑制、元金償還開始時期（据置期間）の短縮や償還方法を元利均等払から元金均等払に変更するなど公債費の後年次の負担軽減を図ります。

平成16年度以降の財政収支(一般財源)の推移

